

# 「事業者は公益法人」

秦野の霊園開発

## 市、要望書に文書回答

秦野市渋沢の八国見山(319㍏)南面区域での大規模霊園開発問題で、「霊園の開発事業者は市条例で認められていない株式会社」と指摘した市民グループに対し、同市が「事業者は(霊園経営が認められている)公益財団法人」とする見解を示した。市民グループが提出した開発許可の差し止め要望書に文書で回答した。

差し止めを求めた「渋沢丘陵を考える会」によると、霊園開発の

実質的事業者は造園や墓石販売などを手掛ける湘南地域の株式会社。同社は1999、2003年にかけて、地元説明会や既設の霊園見学会を開いたほか、市に対しても霊園開発の説明を行ってきた。ところが04年に同市公園みどり課がまとめた霊園計画の概要(案)では、事業主体を株式会社ではなく同社会長が設立を予定する「公益財団法人『相模メモリアルパーク』」(愛川町)と明記。市墓地

霊園開発予定地(約19・

8畝)と周辺の土地を買収した。これらの土地の所有権は現在、株式会社と同社役員の名義になっている。

考える会は「用地買収・計画推進は株式会社であり、市が同社の同条例違反を容認して

きた」などと主張。市は回答書で「法人は霊園開発予定地の用地取得を民間企業に委託することを決め、95年に株式会社と契約を交わした。同社は契約に基づき用地の先行取得を行っており、事業主体

は当初から法人」と反論した。考える会メンバーは「株式会社が法人の名前で開発を進めてきたのは明らか。市も知らなかったでは済まされない」と批判している。

【高橋和夫】